すいかずら

平成十一年二月二十六日発行
編集　発行　社寺建造物美術協議会
小西　陳雄
〒108-0074 東京都港区高輪一―五―二十二
㈱小西美術工藝社　内
TEL（〇三）三四四七―一四八一
FAX（〇三）三四四七―〇七三六

平成九年度 文化財保存技術保存団体連絡協議会 報告

平成十年三月二十四日 午後二時
京都市「ルビノ京都堀川」

日程にもとづき司会は全文連後藤事務局長が担当され定刻に開始された。

初めに全文連松浦理事長代理として塩竈常務理事が挨拶される。要旨として、「各種文化財の修理に携わる各団体の連絡協議会として是非実りのあるものにして頂きたい。所有者の立場から申し上げるなら、この団体協議会で忌憚のない意見がさまざまに展開し、有意義な提案が実現されて行くことを切望しております。」と述べられた。

次いで、各団体の代表出席者が紹介された。「㈶文化財建造物保存技術協会」「㈳全国社寺等屋根工事技術保存会」「日本鬼師の会」「日本伝統瓦技術保存会」「甍技塾」「文化財壁保存研究会」「㈶日光社寺文化財保存会」「国宝修理装潢師連盟」「社寺建造物美術協議会」「㈶京都伝統建築技術協会」「㈶建築研究協会」「日本うるし掻き技術保存会」「京都畳商工協同組合」などで、主催は「㈳全国国宝重要文化財所有者連盟」である。私達の「社寺建造物美術協議会」からは会長小西陳雄、彩色部会長川面稜一の二名が出席した。

講演に移り文化庁建造物課江面嗣人文化財調査官から、「文化財の保存に関する伝統技術の普及について」と題して次の様な講話があった。

『日本には全国で約三千六百棟の建造物が重要文化財に指定されており、この九割が木造です。これらの建造物を維持していくためには、周期的な保存修理が必要で、そのためには修理のための伝統的保存技術が不可欠です。その伝統的な保存技術を保護するために、昭和五十年の保護法改正で、文化財の保存技術の保護制度が選定保存技術の保存というかたちで発足しました。これによって、現在までに九名の個人と三つの団体が認定されております。日本の歴史的な文化財建造物を後世に永遠に残していくためには、その修理のための伝統技術の保護が必要不可欠です。

貴重な伝統技術を保護するために、本日、皆様に次のようなことをお願いしたいと思います。文化財を護って修理していただいている方々には、後継者の育成等を強くお願いしているわけですが、賃金が安いとか、生活上の問題など、技術を保存するにも色々な困難な状況や課題があると思います。それらの状況を越えるには、内外に向かって、伝統的修理技術のもつ高度な精神性を認めさせていく努力をして頂きたいと思います。

また、近年は、将来も含めて、民衆の時代になってきていて、一般の方々の意見や声を無視して、社会的な仕事をすることはできません。したがって、社会に向かって一層働きかけていくことが望ましいと思います。伝統技術のすばらしさをできるだけ広く社会に説明する機会をおしまないでもらいたい。文化庁でも、修理工事中に、安全対策を十分にして、工事について見学して頂く、また、使われている伝統技術について説明していく機会を作って行きたいと思っております。ここで説明したことは、将来、必ずや、説明を受けた側は勿論のこと、説明をした側にも役立つと考えています。皆さんの持っている技術が社会に広く認知されることが、皆さんの技術の保存にとって、予算の獲得などを含めて、今後ますます重要になって来ると考えますので、ご努力をお願いします。』

全体協議事項に移り、各団体の主な事業や活動状況についての報告を述べる。私達の協議会として、会報「すいかずら」の発行、年次総会時に持ち廻りで各地文化財の現場研修会を同時開催している事由、「見積積算資料」を年度末に各関係方面へ提出している等々報告する。

次に「後継者問題」につき種々疑問と難点が提起される。若い者を育てるのにはやはり良い仕事が長く続けられること、必要なだけの工事受注があること、などが絶対条件として出される。リストラを考えなければならない状況では余裕がなくて後継者について取り組める心境にはない。将来、果たして仕事は切れずにあるのか、文化財建造物の工事は見込みがあるのか、という処までつきつめて考えざるを得ない、という深刻な話まで出て来る。

取り敢えず閉会の後、別室で懇親会に入った　〈終〉